



金沢市公報

第2670号の5

平成22年(2010年)10月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
訓令甲	
金沢市政策調整会議等に関する規程	
(企画調整課)	1
金沢市不祥事防止対策本部規程 (職員課)	2

告示	
金沢市不祥事防止対策委員会設置要綱	
(職員課)	2
金沢市財団等連絡会議設置要綱 (行政経営課)	3

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第6号

庁 中 一 般

金沢市政策調整会議等に関する規程を次のように定める。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

金沢市政策調整会議等に関する規程

(設置)

第1条 市政の懸案事項等について、協議し、及び各部局間の総合的な調整を行うことにより、市政の円滑な推進を図るため、政策調整会議を置く。

(所掌事項)

第2条 政策調整会議は、次に掲げる事項について、協議、報告、連絡等を行う。

- (1) 市政全般にわたる政策提案及び懸案処理に関する事項
- (2) 複数の部局に係る重要な施策及び事業の調整及び処理に関する事項
- (3) 各部局における主要事業の処理に関する事項
- (4) その他市長が必要があると認める事項

(構成)

第3条 政策調整会議は、別表に掲げる職にある者により構成する。

2 市長は、必要に応じ、関係する職員を政策調整会議に出席させるものとする。

(会議)

第4条 政策調整会議は、市長が主宰する。ただし、市長が不在のときは、市長があらかじめ指名する副市長が主宰する。

2 政策調整会議の進行は、市長があらかじめ指名する副市長が担当する。

3 政策調整会議は、毎週月曜日に開催する。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、若しくは中止し、又は臨時に開催するものとする。

(幹部職員会議)

第5条 市長は、市政に関する報告、連絡等を行うため、必要に応じ、政策調整会議の構成員に、市長が必要があると認める職員等を加え、幹部職員会議を開催するものとする。

(庶務)

第6条 政策調整会議及び幹部職員会議の庶務は、都市政策局企画調整課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、政策調整会議及び幹部職員会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第3条関係)

市長 副市長 教育長 公営企業管理者 都市政策局長 総務局長 産業局長 市民局長 防災管理監 福祉健康局長 環境局長 都市整備局長 市立病院事務局長 消防局長 会計管理者 農林部長 健康推進部長 土木部長
公立大学法人金沢美術工芸大学事務局長

●金沢市訓令甲第7号

庁 中 一 般

金沢市不祥事防止対策本部規程を次のように定める。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

金沢市不祥事防止対策本部規程

(設置)

第1条 本市における職員の不祥事を防止するため、金沢市不祥事防止対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について、協議、報告、連絡等を行う。

- (1) 全庁的な不祥事防止対策の推進に関する事項
- (2) 部局における不祥事防止対策の推進に関する事項
- (3) その他市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は総務局を担任する副市長を、副本部長は他の副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第4条 本部長は、対策本部を統括し、対策本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(部局支部)

第6条 部局ごとの不祥事防止対策の取組を推進するため、対策本部に部局支部を置く。

- 2 部局支部は、部局支部長及び部局支部員で組織する。
- 3 部局支部長は、本部員をもって充てる。
- 4 部局支部員は、当該部局の職員のうちから、部局支部長が指名する。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、総務局職員課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別表（第3条関係）

教育長 公営企業管理者 都市政策局長 総務局長 産業局長 市民局長 防災管理監 福祉健康局長 環境局長
都市整備局長 市立病院事務局長 消防局長 会計管理者 農林部長 健康推進部長 土木部長

告 示

●金沢市告示第225号

金沢市不祥事防止対策委員会設置要綱を次のように定める。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

金沢市不祥事防止対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における職員の不祥事を防止するための対策を推進するため、金沢市不祥事防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 職員の不祥事防止対策に係る取組の推進に関する事項
- (2) 職員の不祥事防止対策の検証に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の不祥事防止対策に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員8人で組織する。

- 2 委員は、知識経験を有する者及び本市の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。

（委員長）

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、総務局職員課において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

●金沢市告示第226号

金沢市財団等連絡会議設置要綱を次のように定める。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

金沢市財団等連絡会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 本市は、財団等との円滑な連携を図るとともに、財団等の運営の円滑かつ効率的な運営を推進するため、金沢市財団等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、「財団等」とは、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する法人（他の地方公共団体が当該法人の運営に主体的に関与していると認められる法人を除く。）又は本市の行政運営に密接な関連のある事業を実施する法人で、別表第1に掲げるものとする。

（協議事項）

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 財団等の本市の行政運営に密接な関連のある事業の実施に関する事項
- (2) 財団等の管理運営に関する事項
- (3) その他本市と財団等において連絡調整が必要な事項

（組織）

第4条 連絡会議は、会長、副会長、会員及び第6条に規定する幹事会の幹事長で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 財団等の理事長又はこれに準ずる職にある者の中から市長があらかじめ指名する者1名

- 4 会員は、財団等の理事長又はこれに準ずる職にある者（前項第2号に掲げる者を除く。）をもって充てる。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 連絡会議の会議は、会長が招集する。

- 2 連絡会議の会議は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 連絡会議の進行は、総務局長が担当する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、本市又は財団等の職員その他の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（幹事会）

第6条 連絡会議に、専門的に必要な事項について協議し、又は調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。
- 3 幹事長は、総務局長をもって充てる。
- 4 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 別表第2に掲げる職にある者
 - (2) 財団等の事務局長又はこれに準ずる職にある者
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の審議の結果について会長に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 連絡会議及び幹事会の庶務は、総務局行政経営課において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

別表第1（第2条関係）

財団法人金沢芸術創造財団 財団法人金沢文化振興財団 財団法人金沢国際交流財団 社団法人金沢職人大学
金沢市土地開発公社 公立大学法人金沢美術工芸大学 株式会社金沢商業活性化センター 社団法人金沢市シルバー
人材センター 財団法人金沢勤労者福祉サービスセンター 社団法人金沢ボランティア大学 財団法人金沢市スポ
ーツ事業団 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 財団法人金沢市福祉サービス公社 財団法人金沢総合健康センター
財団法人金沢まちづくり財団 財団法人金沢子ども科学財団 財団法人金沢市水道サービス公社

別表第2（第6条関係）

文化政策課長 国際交流課長 歴史建造物整備課長 総務課長 職員課長 行政経営課長 財政課長 商業振興課
長 労働政策課長 市民参画課長 市民スポーツ課長 福祉総務課長 長寿福祉課長 健康総務課長 市街地再生課
長 学校指導課長 企業総務課長

平成22年(2010年)10月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成22年(2010年)10月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄